二　国土交通省の所掌に属する国際関係事務（社会資本の整備に関連するもの（交通に関連するものを除く。）に限る。次号において同じ。）で国際協力に係るものに関する基本的な政策の企画及び立案並びに当該政策を実施するために必要な国土交通省の所掌事務の総括に関すること（国際統括官の所掌に属するものを除く。）。

三　国土交通省の所掌に属する国際関係事務のうち、外国人研修生の受入れに関すること。

第四十九条及び第五十条　削除

第五十一条から第五十八条までを削る。

第五十九条第一号中「第四条第三十三号から第三十七号まで」を「第四条第一項第三十七号から第四十一号まで」に改め、同条第三号を同条第五号とし、同条第二号の次に次の二号を加える。

三　国土交通省の保有する個人情報の保護に関すること。

四　国土交通省の所掌事務に関する調査、情報の分析及び統計に関すること（他の所掌に属するものを除く。）。

第五十九条を第五十一条とする。

第六十条を第五十二条とし、同条の次に次の八条を加える。

（参事官の職務）

第五十三条　参事官は、命を受けて、次に掲げる事務を分掌する。

一　国土交通省の所掌事務に係る社会資本整備に関する基本的かつ中長期的な政策の企画及び立案並びに当該政策を実施するために必要な国土交通省の所掌事務の総括に関すること（官民連携政策課の所掌に属するものを除く。）。

二　社会資本の整合的かつ効率的な整備の推進に関すること（大臣官房及び官民連携政策課の所掌に属するものを除く。）。

三　総合的な交通体系の整備に関すること（公共交通政策部の所掌に属するものを除く。）。

第五十四条から第五十八条まで　削除

（交通計画課の所掌事務）

第五十九条　交通計画課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　公共交通政策部の所掌事務に関する総合調整に関すること。

二　国土交通省の所掌事務に係る交通機関の整備に関する基本的な政策の企画及び立案並びに当該政策を実施するために必要な国土交通省の所掌事務の総括に関すること（交通支援課の所掌に属するものを除く。）。

三　都市交通その他の地域的な交通に関する基本的な計画及び地域における交通調整に関すること（都市局の所掌に属するものを除く。）。

四　前三号に掲げるもののほか、公共交通政策部の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

（交通支援課の所掌事務）

第六十条　交通支援課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　公共交通機関の確保及びその機能の改善に関する援助及び助成に関する基本的な政策の企画及び立案並びに当該政策を実施するために必要な国土交通省の所掌事務の総括に関すること。

二　公共交通機関の確保及びその機能の改善に関する総合的な事業の助成に関すること。

三　運送産業に係る企業の合理化及び高度化並びに産業構造の改善に関する基本的な政策の企画及び立案並びに当該政策を実施するために必要な国土交通省の所掌事務の総括に関すること。

四　運送産業の発達、改善及び調整に関する事務の取りまとめに関すること（政策統括官及び安心生活政策課の所掌に属するものを除く。）。

第六十一条を次のように改める。

（参事官の職務）

第六十一条　参事官は、運送及び運送事業の発達、改善及び調整を図る観点からの総合的な交通体系の整備に関する事務をつかさどり、又は命を受けて公共交通政策部の所掌事務に関する重要事項についての企画及び立案に参画する。

「第三目　国土計画局」を「第三目　国土政策局」に改める。

第六十二条の見出し中「国土計画局」を「国土政策局」に改め、同条中「国土計画局」を「国土政策局」に、「三人及び参事官」を「二人及び特別地域振興官」に、「広域地方計画課」を「広域地方政策課」に、「調整課」を「国土情報課」に、「広域地方整備政策課」を「地方振興課」に、「首都機能移転企画課」を「離島振興課」に改める。

第六十三条第一号中「国土計画局」を「国土政策局」に改め、同条第二号中「並びに計画官及び参事官」を「及び計画官」に改め、同条第三号及び第五号中「国土計画局」を「国土政策局」に改める。

第六十四条第一号中「他課」を「広域地方政策課」に改め、同条第二号中「公共施設その他の施設」を「交通施設」に改め、同条に次の三号を加える。

三　国土利用計画法第九条第一項に規定する土地利用基本計画に関すること。

四　国会等の移転に係る総合的な政策の企画及び立案に関すること（政策統括官の所掌に属するものを除く。）。

五　多極分散型国土形成促進法の規定による国の行政機関等の東京都区部からの移転等に関すること。

第六十五条及び第六十六条を削る。

第六十七条（見出しを含む。）中「広域地方整備政策課」を「広域地方政策課」に改め、第一号を次のように改める。

一　首都圏その他の各大都市圏及び東北地方その他の各地方のそれぞれについて定める広域地方計画（国土形成計画法（昭和二十五年法律第二百五号）第九条第二項に規定する広域地方計画をいう。）の企画及び立案並びに推進に関すること。

第六十七条第七号を削り、同条第六号中「（昭和六十三年法律第八十三号）に規定する振興拠点地域基本構想、促進協議会、業務核都市基本方針及び業務核都市基本構想」を「の施行」に、「こと」を「こと（都市局及び総合計画課の所掌に属するものを除く。）」に改め、同号を同条第七号とし、同条中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、同条第二号中「都市・地域整備局」を「都市局」に改め、同号を同条第三号とし、同号の前に次の一号を加える。

二　国土計画その他の国土の利用、開発及び保全に関する総合的かつ基本的な計画の企画及び立案並びに推進に資する関係行政機関の調査、事業その他の事務に関する調整に関すること。

第六十七条に次の一号を加える。

八　広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律（平成十九年法律第五十二号）の施行に関すること（都市局及び港湾局の所掌に属するものを除く。）。

第六十七条を第六十五条とする。

第六十八条及び第六十九条を削る。

第七十条の見出しを「（国土情報課の所掌事務）」に改め、同条中「参事官」を「国土情報課」に改め、同条に次の一号を加える。

四　国土調査に関すること（土地・建設産業局の所掌に属するものを除く。）。

第七十条を第六十六条とし、第一章第二節第三款第三目中同条の次に次の四条を加える。

（地方振興課の所掌事務）

第六十七条　地方振興課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　国土の総合的かつ体系的な利用、開発及び保全を図る観点からの、地方の振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること（離島振興課及び特別地域振興官の所掌に属するものを除く。）。

二　豪雪地帯の雪害の防除及び振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

（離島振興課の所掌事務）

第六十八条　離島振興課は、国土の総合的かつ体系的な利用、開発及び保全を図る観点からの、地方における離島の振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関する事務（特別地域振興官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。